

R08-115

原議保存期間	5年(令和13年3月31日まで)
--------	------------------

佐 本 人 少 発 第 5 3 号
令 和 8 年 3 月 1 1 日

各 所 属 長 殿

有 効	令和13年3月31日まで
少年サポート係	

生 活 安 全 部 長

少年相談の実施要領について（通達）

少年相談の取扱いについては、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第8条、相談等の取扱いに関する訓令（平成25年佐賀県警察本部訓令第12号）及び「相談等の取扱いに関する訓令の運用について（例規通達）」（平成25年12月2日付け佐本広発第160号）に定めるもののほか、「少年相談の実施要領について（通達）」（令和4年7月26日付け佐本人少発第156号。以下「旧通達」という）に定めていたところ、この度、内容を一部改正し、別添「少年相談の実施要領」によることとしたので、引き続き、適正かつ効果的な活動の実施に努められたい。

なお、旧通達は令和8年3月31日をもって廃止する。

少年相談の実施要領

第1 制定の趣旨

少年又はその保護者等から少年の非行防止その他少年の健全な育成に係る事項に関し、悩みごと、困りごと等の相談があったときに、その内容に応じ、必要な指導、助言その他の援助を行うため、必要な事項を定めるものとする。

第2 少年相談担当責任者及び少年相談担当者の指定

警察署長（警察本部にあっては、人身安全・少年課長。以下「警察署長等」という。）は、生活安全課長（人身安全・少年課においては、少年サポート補佐）に少年相談担当責任者として少年相談の処理を統括させるとともに、少年相談担当責任者は、少年警察部門の警察職員の中から少年相談を処理するために必要な知識及び技術を有すると認められる者を少年相談担当者に指定し、少年相談の処理に従事させるものとする。

第3 少年相談の取扱い

少年又はその保護者等から少年相談があったときは、原則として少年相談担当者が取り扱うものとし、少年相談担当者以外の警察職員が少年相談を受けた場合には、少年相談担当者に引き継ぐものとする。ただし、当該事案を自ら処理することが適当であると認めた場合においては、警察署長等に報告し、少年相談担当責任者に連絡した上、自ら当該少年相談を処理することができる。

第4 少年相談の措置

- 1 少年相談担当者は、受理し、又は引継を受けた少年相談について、少年相談担当責任者に相談内容を報告の上、必要な指揮を受けた後、相談者に対し適宜指導、助言その他の援助を与えるものとする。
- 2 少年相談に係る事案を解決するため、当該少年相談において問題となっている少年（以下「対象少年」という。）自身に面接し、これに対する指導、助言その他の援助を行うことが必要であると認められるときは、警察署長等に報告の上、対象少年の保護者等と連絡を取り、対象少年を適当な場所に招致して指導、助言その他の援助を行う。ただし、対象少年が特定少年（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第2号に規定する特定少年をいう。）の場合は、本人と連絡を取り、指導、助言その他の援助を行うものとする。

また、この場合に、当該特定少年の指導、助言その他の援助を行う観点から、その両親等に併せて連絡することは差し支えない。

なお、対象少年に対して相当期間継続して指導、助言その他の援助を行うことが必要であると認められる場合は、その旨を人身安全・少年課長に報告し、少年

サポートセンターの職員と連携して対象少年の性格を正しく把握した上、非行等の原因、家庭環境等について改善を促すなど継続的に指導、助言その他の援助を行うほか、必要に応じて、児童相談所、学校等の関係機関等が対象少年に係る情報を共有し連携して対応する少年サポートチームを効果的に活用するものとする。

- 3 少年相談に関連して、少年警察部門の所掌に属しない事案について相談を受けたときは、当該事案を担当すべき他の警察部門又は関係機関に引き継ぐなど、相談者の立場に立った適切な対応をするものとする。

第5 警察本部による警察署に対する支援強化

人身安全・少年課長は、警察署が取り扱う少年相談のうち、カウンセリング等の専門的な指導・助言のほか、他機関における対応が適当と認められる相談等については、少年サポートセンターが主体となって少年補導職員の派遣や関係機関への連絡・調整を行うなど必要な支援を積極的に行うこと。

第6 配意事項

- 1 少年相談は、少年サポートセンター等少年警察部門の職員が配置された施設内において行うことが原則であるが、必要な場合には、関係者が落ち着いて相談のできる適当な場所に出向いて行うことを考慮するものとする。

この場合、少年相談担当責任者は、相談内容や相談者の性別等に配意して、少年相談担当者を指定するとともに、必要に応じて補助者を指定するものとする。

- 2 少年相談の実施に当たっては、相談者の心情を十分に考慮して行うとともに、関係者の秘密の保持に特に配意するものとする。
- 3 警察本部及び警察署においては、少年相談の利用を促進するため、広報に努めるとともに、少年相談室等を設けたときは、当該施設の入口等に適当な表示を掲げるものとする。
- 4 少年相談を推進するに当たっては、大学において心理学、教育学又は社会学を専修した者を少年相談担当者として配置するように努めるとともに、少年相談担当者が少年相談に関する教養や研修を受けられるように留意し、関係機関との事例研究会、情報交換会等を開催するなど関係機関との連携の強化にも配意して、少年相談の処理体制の充実を図るものとする。

第7 記録等

少年相談の記録・管理については、「相談等の取扱いに関する訓令」（平成25年佐賀県警察本部訓令第12号）及び「相談等の取扱いに関する訓令の運用について（例規通達）」（平成25年12月2日付け佐本広発第160号）によるところとする。

